

よくある質問 (Q&A)

Q1. 所得制限が撤廃されましたが、受給者は父母どちらでも良いですか。

A1. 受給者になる者は「その家庭において生計を維持する程度の高い者」であるため、父母のうち、原則として所得の高いほうが該当します。ただし、状況に応じて生計を維持する程度の高い者を判断することがあります。

Q2. 「監護相当・生計費の負担についての確認書」はどのような場合に提出すれば良いですか。

A2. 0歳～高校生年代の児童を監護しており、大学生年代の子で監護・生計維持している者を含めて3人以上となる場合、提出ください。

Q3. 児童手当の制度改正の案内通知が来ていない場合、提出は不要ですか。

A3. 子と別居している場合などは提出が必要となる場合があります。ホームページや制度改正に伴う申請の手引き、フローチャートなどを確認ください。

Q4. 高校生年代の児童が就職している場合や、父母等と別居している場合、児童自身に相当程度の所得がある場合も、児童手当の対象となりますか。

A4. 父母等が当該児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合には、支給対象となります。

Q5. 大学生年代の子が就職し、別居していますが、カウント対象に含めることはできますか。

A5. 子どもが就職していたり、同居・別居の別に関わらず、その子どもの日常生活上の世話や定期的な連絡等を行っている、かつ経済的負担がある場合は対象に含めることができます。経済的負担とは、例えば、同居であって子どもの学費や家賃・食費の少なくとも一部を親が負担している場合、別居であって親が学費や生活費の少なくとも一部を仕送りしている場合等が考えられます。

Q6. 公務員なのですが、秩父市から請求書が届きました。提出する必要がありますか。

A6. 秩父市への提出は不要です。勤務先によって手続きが異なりますので、勤務先へお問い合わせください。

Q7. 申請不要な場合で増額するなど手当額に変更がある場合、通知など送付されますか。

A7. 10月以降に通知を送付予定です。